

出雲市障がい者施策推進協議会では、障がい者・障がい児が安心して生活できる地域社会を実現し、自立と社会参加の推進を図ることを目的として、関係者が協働し、地域の課題や支援施策等の協議を行っています。

協議会は、推進協議会・専門部会・ネットワーク会議・運営会議・サービス調整会議の5つの組織を持って構成しています。構成メンバーは、障がい当事者団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健、医療、学校、企業、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等です。幾層での意見交換の場を設定するなど、多くの関係者が関与できる集合形式とし、多様な意見を吸収するようにしています。

出雲市障がい者施策推進協議会は下記の5つのすべての組織をもって構成します。

- ①推進協議会・・・出雲市の障がい福祉施策全般について協議します。  
年2～3回開催します。
- ②専門部会・・・必要に応じて障がい福祉施策に関する個別の課題について協議します。  
各部会ごとに年3～6回程度開催します。  
～「地域移行支援専門部会」、「就労支援専門部会」、「相談支援専門部会」、  
「障がい児支援専門部会」、「養護学校連携部会」
- ③ネットワーク会議・・・サービス事業者間の障がい福祉施策に関する情報交換・情報共有を行い、サービスの質の向上のための協議等を行います。  
年2～3回開催します。
- ④運営会議・・・協議会全体の運営について調整を行います。  
サービス調整会議の終了後に毎月開催します。
- ⑤サービス調整会議・・・障がい福祉サービス利用者等の個別のケアマネジメント等を行います。毎月開催します。